

20250507中部第2号
令和7年5月9日

中部経済産業局長

公 示

鉱業法第55条第5号の規定に該当する愛知県試掘権登録第3001号の鉱業権の取消しに関し、行政手続法第13条第1項に基づいて下記により聴聞を行いますので、鉱業法第56条第2項において準用する同法第48条第4項の規定に基づき公示します。

なお、本聴聞は、同法第56条第2項において準用する同法第48条第5項の規定に基づき公開により行います。

また、傍聴希望者は、令和7年6月11日（水）までに当局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課まで申し出てください。

記

1. 期 日 令和7年6月25日（水）午後1時30分
2. 場 所 中部経済産業局 1階 特別会議室
名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
3. 事案の要旨 鉱業法第62条第1項若しくは第2項の規定に違反して着手せず、又は同条第3項の規定に違反して引き続き1年以上事業を休止したことによる同法第55条第5号の規定に基づく鉱業権の取消しに関する行政手続法第13条第1項の規定に基づく聴聞
4. 主宰者の氏名及び職名 本多 展浩 中部経済産業局資源エネルギー環境部
資源エネルギー環境課長
5. 利害関係人として本聴聞に参加しようとする者は、行政手続法17条第1項の規定に基づき主宰者の許可が必要となりますので、令和7年6月11日（水）までに氏名、住所及び本聴聞に係る鉱業権の取消しにつき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者あてに提出し、許可を得てください。
6. 鉱業権者は行政手続法第16条第1項、利害関係人は同法第17条第2項の規定に基づき代理人を出頭させることができますが、その際は委任状等の代理人の資格を証明する書面が必要です。
7. 鉱業権者又は利害関係人は、補佐人とともに出頭しようとする場合には、行政手続法第20条第3項の規定に基づき主宰者の許可が必要となりますので、令和7年6月18日（水）までに補佐人の氏名、住所、鉱業権者又は利害関係人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者あてに提出し、許可を得てください。